

建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

## 【事業の要件】

A 以下の要件を満たす、建築物の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれること
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること

**B 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示**  
**<新規>**

## 【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る)
- 4) 省エネ性能の表示に要する費用

## 【補助率・上限】

・補助率：1/3

**定額(Bの事業で特に波及効果の高いもの)**

・上限

<建築物>

5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算

(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

## <支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
  - ・ 天井、外壁等(断熱)
  - ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 高効率設備への改修
  - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
  - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等
- 省エネ性能の表示



# 既存建築物省エネ化推進事業における省エネ性能の診断・表示に対する支援

平成28年度当初予算から、改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

※ 「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※ 「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。  
 (基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

## <波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・ 企業の環境行動計画への位付け
- ・ 広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・ 建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・ 環境教育の取組みと連携して表示を活用  
 (エコスタガイドマップの作成と表示、エコスタ探検ツアー等)

等

※ 取組みの波及効果については、専門家等の判断による。

## ■ 対象となる費用

- ① 設計一次エネルギー消費量等の計算に要する費用
- ② 基準適合認定表示、BELS等の取得に必要な申請手数料
- ③ 表示のプレート代など

## ■ 表示の例 (広告チラシやフロアマップ)



## ■ 表示の例 (エントランス)